

事業概要・目的

- 規制改革を通じて構造改革を加速させるとともに、地域においては規制の特例措置の活用を通じて地域の活性化に取り組んでいただくことを目的として、平成14年度に創設。
- 特例措置数：56件、認定計画数：459件（令和6年1月5日現在）

申請・認定の流れ

- 原則年3回の申請受付（5・9・1月）
- 申請内容について審査、関係省庁の同意を経て認定
- 認定に関する相談等は随時可能

特例措置の活用ベスト3

①特定農業者による特定酒類の製造事業[どぶろく特区]

農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米又は果実等を原料として酒類を製造する場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない特例

②特産酒類の製造事業[ワイン特区]

地域の特産物である農産物等を原料とした酒類を製造しようとする場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない又は引き下げる特例

③公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ※3歳以上は平成22年6月全国展開

公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする特例

令和5年法改正により追加された特例措置

①特定法人による農地取得事業

農業の担い手不足や農地等の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域における農地等の有効利用、地域農業及び地域経済の活性化を図るため、農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする特例

構造改革特区HP

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/index.html>

お問合せ・連絡先

電話番号(直通)：03-5510-2466 メール：toc@cao.go.jp